

# あいち技能五輪・アビリンピック2024式典映像・大会記録制作委託業務仕様書

## 1 目的

2024年度技能五輪全国大会・全国アビリンピック（以下、「大会」という。）の式典を盛り上げるため、大会を撮影し、式典内で使用する競技ダイジェスト映像等を制作する。

また、2025年度大会への来場を促進するため、大会の概要や魅力を効果的に伝え、見学を働きかけるための2025年度大会PR動画及び2024年度大会の記録誌を制作する。

## 2 委託業務名

あいち技能五輪・アビリンピック2024式典映像・大会記録制作委託業務

## 3 委託業務の内容

### (1) 2024年度大会の撮影

#### ア 内容等

下表のとおり動画、写真を撮影すること。ただし、写真は、動画を切り抜いた静止画を含まない。

場面	日程（予定）	撮影対象
式典	合同開会式 11/22（金）	主催者挨拶、来賓祝辞、大会旗・都道府県旗入場、選手宣誓、各都道府県選手団の様子、歓迎アトラクション等
	全国アビリンピック閉会式 11/24（日）	主催者挨拶、来賓挨拶、成績発表・入賞者表彰、各都道府県選手団の様子、金賞受賞者集合写真、愛知県選手団集合写真等 ※入賞した愛知県選手全員の写真を撮影すること。
	技能五輪全国大会閉会式 11/25（月）	主催者挨拶、技術委員長講評、成績発表・入賞者表彰、各都道府県選手団の様子、愛知県選手団集合写真等 ※入賞した愛知県選手全員の写真を撮影すること。
技能五輪 競技	11/23（土）、11/24（日） ※一部先行して実施する競技あり	全41職種の競技中の様子 ※愛知県選手全員の写真を撮影すること
アビリンピック 競技	11/23（土）	全25種目及び技能デモンストレーション職種の競技中の様子 ※愛知県選手全員の写真を撮影すること
その他	11/22（金）～11/25（月）	愛知県国際展示場で開催する併催イベント（障害者ワークフェアを含む）、選手交流会、大会見学の様子等

#### イ その他

- ・大会は複数の会場で行われ、選手も多数に上ることから、自ら撮影できなかった競技・選手については、他からの映像の取得等の方法による補填も可とする。なお、他から取得した映像については、撮影者から、発注者による使用の許諾を得ておくこと。
- ・撮影に必要な調整等は、受託者において実施すること。
- ・愛知県選手の写真は、職種、選手名が分かるように整理すること。

## (2) 式典用動画の制作

### ア 仕様

- ・5本（詳細は「イ 内容等」を参照）
- ・解像度、アスペクト比、ファイル形式は、県が別途委託する「あいち技能五輪・アビリンピック2024式典開催委託業務」の受託者と調整すること。

### イ 内容等

種類	内容
あいち技能五輪・アビリンピック2024開会式 オープニング映像	・全国から訪れる選手・関係者に対して、愛知県の魅力やこれから大会が始まる高揚感を伝える内容とすること。
技能五輪全国大会 競技ダイジェスト映像	・全41職種を振り返ることができる内容とすること。 ・放映する競技順は、中央職業能力開発協会（JAVADA）が示す整理番号順とすること。
技能五輪全国大会 フィナーレ映像	・2024年度技能五輪全国大会全体を振り返る内容とし、競技ダイジェスト映像と区別すること。 ・愛知県で開催する2025年度大会へと繋がる内容を盛り込むこと。
全国アビリンピック 競技ダイジェスト映像	・全25種目及び技能デモンストレーション職種を振り返ることができる内容とすること。 ・放映する競技順は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）が示す整理番号順とすること
全国アビリンピック フィナーレ映像	・2024年度全国アビリンピック全体を振り返る内容とし、競技ダイジェスト映像と区別すること。 ・愛知県で開催する2025年度大会へと繋がる内容を盛り込むこと。

### ウ その他

- ・動画の制作にあたり、素材となる映像は、受託者で確保すること。第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うこととする。
- ・動画内で音楽を使用する場合は、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うこととする。
- ・動画の構成表の第1稿については、式典2ヶ月前を目処に作成し提出すること。また、全体構成、テロップ及びナレーションは県と調整すること。

## (3) 大会ダイジェスト・PR動画の制作

### ア 仕様

- ・2本（詳細は「イ 内容等」を参照）
- ・解像度 720p以上
- ・アスペクト比 16:9
- ・ファイル形式 mp4

## イ 内容等

種類	内容
あいち技能五輪・アビリンピック2024ダイジェスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県選手の競技風景、式典、会場の様子を盛り込んだ2024年度大会のダイジェスト動画を制作する。</li> <li>・長さは指定しないが過度に長くならないこと。</li> </ul>
あいち技能五輪・アビリンピック2025 P R 動画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいち技能五輪・アビリンピック2025がどのような大会であるかイメージでき、来場促進に繋がる P R 動画を制作する。</li> <li>・1本あたりの長さは、X（旧Twitter）に投稿可能な最大2分20秒以内とし、P R に適切な長さで制作すること。</li> </ul>

## ウ その他

- ・制作した動画は、YouTubeにおいて県が運営する技能五輪・アビリンピックに関する動画チャンネルにアップロードし、契約期間後も視聴を可能とすること。
- ・取材・撮影先との調整及び動画配信に係る許諾の取得等は受託者で実施すること。

## (4) 大会記録誌の制作

### ア 仕様

- ・A4版
- ・カラー4色
- ・50ページ程度
- ・350部
- ・各ページには、音声コードを配置し、コード位置が認識できるよう半円の切り込みを入れること。

## イ 内容

項目	内容
大会概要	知事挨拶、大会説明、開催日程、会場紹介、選手数、メダルの紹介等
金賞受賞者の紹介	対象者の写真とコメント
合同開会式	登壇者の紹介と選手宣誓等の写真
技能五輪競技職種・選手紹介	41職種の紹介と愛知県選手の写真
技能五輪閉会式	登壇者の紹介とメダル授与等の写真
アビリンピック競技種目・選手紹介	25種目の紹介と愛知県選手の写真
アビリンピック閉会式	登壇者の紹介とメダル授与等の写真
大会関連事業	併催イベント、選手交流会、大会見学の様子、愛知県障害者技能競技大会、愛知県選手団結団式、全国大会結果報告会
大会記録	大会データ等

## ウ その他

- ・誌面に使用する写真は、(1)の業務で確保する素材の他、以下について取材、撮影し、素材を確保すること。

取材先	開催時期(予定)	開催地
愛知県障害者技能競技大会・表彰式	2024年6月～7月	愛知県内
愛知県選手団結団式	2024年10月	愛知県内
全国大会知事報告会	2024年12月～2025年1月	愛知県庁

- ・金賞受賞者の紹介については、受託者において選手所属先等と調整の上、写真やコメントなどの素材を確保すること。
- ・記録誌に使用する写真、イラスト、その他の資料について、原則として受託者が作成又は入手し、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うこととする。

## エ 納期

- ・2025年3月21日(金)までに県への納品及び県が指定する送付先(大会出場企業等70カ所)への発送を完了すること。

## 4 業務委託期間

契約締結日から2025年3月28日(金)まで

## 5 成果物

以下のものを納品すること。

- (1) 実施結果報告書(紙媒体2部及び電子媒体(CD-R又はDVD)1枚)。
- (2) 動画を始めとする本業務で制作した著作物に係る電子データ。

なお、素材については、撮影日時、場所、及び撮影した競技職種・種目ごとに、動画及び写真のファイルを整理すること。

他の撮影者から取得した映像等を含む場合は、使用許諾の書面も納品すること。

- (3) その他、県が指示したもの。

## 6 納品場所

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県労働局産業人材育成課技能五輪・アビリンピック推進室

## 7 留意事項

- (1) 本業務を行うにあたっては、第三者に委託せず、受託者の責において実施すること。ただし、主要な部分以外において委託の必要が生じた場合には、事前に県の承認を得ること。
- (2) 個人情報を含む情報管理については、十分に留意し、法令・条例を遵守すること。
- (3) 本業務にて生じた知的財産及び成果物に係る所有権、著作権(著作権法第27条及び第

28 条の権利を含む。)は、愛知県に帰属するものとする。ただし、成果物に含まれる受託者または第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)の著作権は、個々の著作者に帰属するものとし、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

- (4) 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は、制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権について行使させないことを約するものとする。
- (5) 成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、県の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決しなければならない。
- (6) 業務の進捗管理のため、適宜、県と打ち合わせを行うこと。
- (7) この仕様書に定めのないものについては、県と協議の上、速やかに対応すること。